

郡山市母子等緊急一時宿泊施設確保事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、女性が抱える様々な困難やドメスティックバイオレンス被害等により緊急に保護を必要とする女性及びその同伴者（以下「母子等」という。）に対して、一時的に宿泊施設（以下「施設」という。）に宿泊させ、必要な保護、相談及び指導等を行う事業（以下「事業」という。）を実施し、自立への措置を講ずるまでの応急的な対応を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は市とし、施設の確保及び施設における食事の提供については、あらかじめ市長と協定を締結した者（以下「協定締結者」という。）が実施するものとする。

(事業内容)

第3条 事業は、次に掲げる内容を実施するものとする。

- (1) 施設の確保及び施設での食事の提供
- (2) 母子等への相談対応及び指導
- (3) その他母子等の自立への措置を講ずるために必要な支援

(対象者)

第4条 一時的に施設で宿泊し、必要な保護、相談、指導等を受けることができる母子等（以下「対象者」という。）は、本市に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく記録をされている者で、緊急に保護を必要とする者とする。

ただし、次のいずれかに該当する母子等を除く。

- (1) 感染性の疾病を有する母子等
- (2) 心身の障害のため介護を必要とする母子等
- (3) 他の施設利用者の安全等に著しい支障を及ぼし、又はそのおそれのある母子等
- (4) その他、福祉事務所長が施設に宿泊させることが適当でないとする母子等

(事業の利用申込)

第5条 事業を利用しようとする母子等は、あらかじめ福祉事務所長に相談した後に郡山市母子等緊急一時宿泊施設確保事業利用申込書（第1号様式）を福祉事務所長に提出するものとする。

ただし、福祉事務所長が緊急を要すると認めるときは、事前の提出を要しないものとする。

(利用の承諾)

第6条 福祉事務所長は、前条の規定による申込があった場合は、直ちに内容を審査し、併せて協定締結者へ連絡し、施設の確保を依頼するものとする。

2 利用を承諾したときは、郡山市母子等緊急一時宿泊施設確保事業利用承諾書（第2号様式）を申込者へ交付するものとする。

(施設の確保期間)

第7条 施設の確保の期間は、原則として1週間以内とする。ただし、福祉事務所長がやむを得ない特別な理由があると認めるときは、必要最小限の範囲内で期間を延長することができるものとする。

(利用の終了等)

第8条 対象者は、前条に規定する期間が終了するとき、又は施設の確保の事由がなくなったときは、郡山市母子等緊急一時宿泊施設確保事業利用終了届出書（第3号様式）を終了する日の前日までに福祉事務所長に提出するものとする。

- 2 福祉事務所長は、前項の規定による届出があった場合は、直ちに内容を審査し、事業利用の終了を承諾したときは、対象者に対し、郡山市母子等緊急一時宿泊施設確保事業利用終了承諾書（第4号様式）を交付するものとする。
- 3 福祉事務所長は、第1項に定める場合のほか、施設に宿泊した対象者が次のいずれかに該当すると認めるときは、対象者に対し、郡山市母子等緊急一時宿泊施設確保事業利用承諾取消書（第5号様式）を交付し、施設の退去を求めるものとする。
 - (1) 施設を転貸し、又は他の目的に使用したとき
 - (2) 対象者以外の者を施設に宿泊させ、又は宿泊させようとしたとき
 - (3) 施設の秩序若しくは風紀を乱し、又は他人の迷惑となる行為を行ったとき。
 - (4) 福祉事務所長に無断で外泊したとき。
 - (5) 第4条各号に定める事由が生じたとき。
 - (6) その他福祉事務所長が不相当と認めるとき。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、福祉事務所長が定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際現に旧様式に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

第1号様式（第5条関係）

郡山市母子等緊急一時宿泊施設確保事業利用申込書

年 月 日

郡山市福祉事務所長

申込者氏名

郡山市母子等緊急一時宿泊施設確保事業を利用したいので、次のとおり申し込みます。

現住所					電話番号		
本籍地							
家族の状況	氏名	続柄	性別	生年月日	月収	健康状態	
扶養義務者	氏名	住所	続柄	年齢	職業		
利用希望理由							
施設の利用に当たり、私及び子の情報について、協定締結者に提供することに同意します。 申込者氏名							

備考

- 1 家族の欄には、事業を利用しようとする母子等について記入してください。
- 2 扶養義務者の欄には、申込者の三親等内の親族について記入してください。

郡山市母子等緊急一時宿泊施設確保事業利用承諾書

様

郡山市福祉事務所長



年 月 日付け申込みによる母子等緊急一時宿泊施設確保事業の利用を次のとおり承諾したので交付します。

利用期間	年 月 日から 年 月 日まで				
利用施設名					
利用者	氏名	続柄	性別	生年月日	備考
		本人			

注意

次のような場合、利用資格の承諾を取り消し、施設の退去を求めるものとします。

- 1 施設を転貸し、又は他の目的に使用したとき。
- 2 対象者以外の者を施設に宿泊させ、又は宿泊させようとしたとき。
- 3 施設の秩序若しくは風紀を乱し、又は他人の迷惑となる行為を行ったとき。
- 4 福祉事務所長に無断で外泊したとき。
- 5 本事業要綱第4条各号に定める事由が生じたとき。
- 6 その他福祉事務所長が不相当と認めるとき。

第3号様式（第8条関係）

郡山市母子等緊急一時宿泊施設確保事業利用終了届出書

年 月 日

郡山市福祉事務所長

申込者氏名

年 月 日付け 第 号で承諾された母子等緊急一時宿泊施設確保事業の利用について、次の理由により終了するので届け出ます。

(理由)

第 号
年 月 日

郡山市母子等緊急一時宿泊施設確保事業利用終了承諾書

様

郡山市福祉事務所長



年 月 日付け 第 号で承諾しました母子等緊急一時宿泊施設確保事業の
利用について、次の理由により 年 月 日付けで終了することを承諾したので交付
します。

(理由)

第5号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

郡山市母子等緊急一時宿泊施設確保事業利用承諾取消書

様

郡山市福祉事務所長



年 月 日付け 第 号で承諾しました母子等緊急一時宿泊施設確保事業の
利用について、次の理由により 年 月 日付けで承諾を取り消すこととしたので交
付します。

(理由)